

今後の地方公会計のあり方に関する研究会  
報 告 書

令和6年12月



## 目 次

第 1	はじめに .....	1
第 2	地方公会計情報の活用に向けた改善について .....	3
1.	財務書類の情報充実について.....	3
(1)	財務書類に関する現状と課題.....	3
(2)	財務書類の情報充実に向けた改善.....	5
2.	固定資産台帳の整理・精緻化について.....	10
(1)	固定資産台帳に関する現状と課題.....	10
(2)	固定資産台帳の整理・精緻化に向けた改善.....	13
①	固定資産台帳の「記載単位」に係る原則の徹底.....	13
②	固定資産台帳の「記載項目」に係る整理・様式提示.....	13
3.	今後のスケジュール.....	16
第 3	地方公会計情報の整備・活用のための効率化について .....	17
1.	地方公共団体の整備・活用に関する現状と課題.....	17
2.	地方公会計の整備・活用に向けた短期的な効率化策について.....	18
(1)	附属明細書に関する効率化策.....	19
(2)	資産計上基準に関する効率化策.....	21
①	リース資産の計上基準に関する簡素化.....	21
②	金額基準を持つ資産計上基準に関する簡素化.....	22
(3)	全体・連結財務書類に関する効率化策.....	23
①	資金収支計算書の連結時における間接法による作成の許容.....	23
②	全体・連結附属明細書の簡便な方式での作成の許容.....	25
③	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の活用について ..	26
(4)	その他.....	26
3.	地方公会計情報の整備における中長期的に目指すべき姿.....	27
(1)	データの持ち方と作成・活用に係る負担の関係.....	28
①	地方公会計情報に係る整備の現状.....	28
②	財務書類作成に係る負担感と仕訳方法の関係.....	28
③	セグメント分析における負担とデータ整備の関係.....	29
(2)	データ整備の理想的な姿.....	30

<b>第4</b>	<b>おわりに</b> .....	32
	(1) 地方公会計情報の「自分事化」 .....	32
	(2) 今後の地方公会計を展望して .....	32
	<b>開催要綱</b> .....	34
	<b>構成員名簿</b> .....	35
	<b>開催状況</b> .....	36
	<b>参考資料</b> .....	39
	貸借対照表（改訂様式） .....	40
	間接法による全体・連結資金収支計算書（参考様式） .....	42
	固定資産台帳の記載項目 .....	43
	附属明細書 地方債等（借入先別）の明細（改訂様式・簡素版） .....	44
	附属明細書作成要領 .....	45

## 第1 はじめに

### (地方公会計の歴史)

地方公会計の整備について、これまでに総務省は、平成12年及び平成13年に決算統計データを活用した総務省方式のモデルを示し、その後、平成18年には複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「基準モデル」と、総務省方式のモデルに固定資産台帳の段階的整備を盛り込んだ「総務省方式改訂モデル」を示した。同年に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、資産・債務改革の推進を図る観点等から、地方公共団体に対し、財務書類等の整備を要請した<sup>1</sup>。

これを受け、地方公共団体においては、各団体の財政運営上の必要に応じて基準モデル又は総務省方式改訂モデルによる財務書類等の整備が進められ、地方公会計情報の整備は着実に進められた。一方で、財務書類の作成方式が選択方式になっていたことや独自の基準により財務書類を作成する地方公共団体もあったことから、比較可能性が担保されていない状況にあった。

このため総務省において、平成22年から「今後の地方公会計の推進に関する研究会」(座長：鈴木 豊 青山学院大学名誉教授)が開催され、平成26年にとりまとめられた同研究会報告書において、固定資産台帳の整備を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」が示され、現在の整備環境が整うこととなった。その後約10年が経過し、この統一的な基準による財務書類等の整備が進められてきたところである。

### (地方公会計の現状と意義)

総務省が毎年実施している「統一的な基準による財務書類の作成状況等に関する調査」(以下「作成状況等調査」という。)によると、令和6年3月末時点で、約95%の地方公共団体が決算年度の翌年度末までに財務書類等を整備済みという状況となっている。ほぼすべての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等の整備が定着しており、今後、翌年度末までに整備できていない団体について、取組を一層後押ししていくことで、全団体において整備済みとなることが期待される。

---

<sup>1</sup> 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)(抄)  
(地方公共団体における取組)

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
  - 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。
- 2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

こうして整備された財務書類等により提供される地方公会計情報は、「発生主義による正確な行政コスト」や「資産・負債（ストック）の総体」など、既存の現金主義会計情報からでは把握することのできない地方公会計特有のものであり、足下だけでない中長期的な財政運営に資するものである。また、並行して整備される固定資産台帳に含まれる情報は、公共施設の集約化・複合化などの検討の際に参考となるなど、公共施設マネジメント等への「活用」も期待される<sup>2</sup>。

### （本研究会における検討内容）

地方公会計情報の整備が定着したことで、住民への公表など情報開示等による財務会計的な観点での活用は着実に進む一方で、公共施設マネジメントなど行政内部における管理会計的な観点での「活用」はさらに推進する必要がある。

これまでの累次の研究会においても様々な分析手法を提示するなど、地方公会計情報の公共施設マネジメント等への「活用」の浸透・定着のため検討を重ねてきたところであるが、作成状況等調査によると公共施設マネジメント等に活用した団体は限られており、地方公会計情報の価値を認識した上での「活用」はあまり進んでいない状況にある。

こうした課題認識のもと、約10年間の統一的な基準の運用で見えた課題を改善することで、地方公会計情報の価値を一層明らかにし、この価値を認識した上での地方公会計情報の「活用」の促進を目指して、令和4年8月以降、「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を10回以上にわたり開催し、議論を重ねてきた。本研究会の検討結果が、各地方公共団体において、地方公会計情報の更なる活用と活用に対する意識向上につながるるとともに、地方公会計情報の今後のあるべき姿について共通認識の醸成につながることを期待する。

---

<sup>2</sup> 「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（平成26年4月22日・令和5年10月10日改訂）（抜粋）

#### 第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するに当たっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

#### 四 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

## **第2 地方公会計情報の活用に向けた改善について**

### **1. 財務書類の情報充実について**

#### **(1) 財務書類に関する現状と課題**

現状として、令和4年度決算に係る一般会計等財務書類（財務4表）を令和5年度末までに作成した団体（決算年度の翌年度末までに財務書類の作成が完了した団体）は、全団体の94.6%にあたる1,692団体となっており、翌年度中に作成ができていない団体が一定数あるものの、統一的な基準による財務書類の作成は基本的に地方公共団体に定着しているといえる。

財務書類を作成することにより、現金主義・単式簿記では見えにくい、減価償却費等を含むコスト情報・ストック情報が「見える化」され、住民や議会への説明責任をより適切に果たすことができ、また、ストック情報を総括的に把握することで、各地方公共団体における効果的なストックマネジメントの実現が期待される場所である。とりわけ、財務書類の中でもストック情報である資産と負債を一覧表として集約した貸借対照表は、地方公会計情報特有の付加価値を最も表すものといえる。

一方で、地方公共団体における特有の制度の影響等により、表示される資産の大きさの確からしさや表示される数値の評価可能性などに関する限界が指摘されており、現行の表示のあり方はストック情報の把握という地方公会計情報特有の付加価値を十分に表せていない可能性がある。

#### **i) 所有外管理資産の計上の取扱いに係る課題**

具体的な課題の一つが、「所有外管理資産」の存在である。

「所有外管理資産」とは、地方公共団体において一定の負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産のことであり、例えば、指定区間外の国道などである。

現状、所有外管理資産の整備に係る費用のうち、地方公共団体が地方債を財源に充てている分については、負債の部の地方債に計上されているが、整備した資産そのものは所有権がないことを理由に資産計上されていないため、貸借対照表においては、資産と負債の計上状態にアンバランスが生じている。加えて、所有外管理資産は地方公共団体が管理し、また住民サービスを提供しているにもかかわらず資産計上されていないがゆえにその減価償却費が計上されないことから、当該地方公共団体における実質的なフルコスト情報の網羅性も失われている。（**図表1参照**）

図表 1 貸借対照表上の表示（概略）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
事業用資産	1,221,348	地方債	4,660,376
インフラ資産	2,448,662	退職手当引当金	341,696
		その他	78,516
基金	978,856		
その他	490,603	負債合計	5,080,588
		【純資産の部】	
		純資産合計	58,881
資産合計	5,139,469	負債及び純資産合計	5,139,469

ii) 負債の部における情報量に係る課題

もう一つの具体的課題が、貸借対照表の負債の部における情報量についてである。

統一的な基準における貸借対照表では、資産の部における情報の表示科目が豊富である一方で、負債の部における情報は細かく区分掲記されていない。特に、負債全体の8割～9割程度を占める地方債についてその内訳を表章しておらず、総額しか表示していない。

民間の企業活動において、借入金は借入金でしかなく、その内訳を表示する必要性が乏しいため、数値の分析をする上で、貸借対照表の負債の部における情報を細かく表記する必要はないと考えられるが、地方公共団体における主な借入金である地方債については、多種多様な制度的位置づけがあり、総額だけの表示では、評価が難しいといった指摘がある。例えば、資産と負債の差である純資産の大きさについて団体間の比較可能性に関する課題がある。（図表 2 参照）



図表2 貸借対照表上の表示（概略）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
事業用資産	262,221	地方債	881,461
インフラ資産	715,008	退職手当引当金	76,947
基金	141,684	その他	16,332
その他	108,976		
		負債合計	974,740
		【純資産の部】	
		純資産合計	253,149
資産合計	1,227,889	負債及び純資産合計	1,227,889

(2) 財務書類の情報充実に向けた改善

i) 所有外管理資産の資産計上

所有外管理資産について資産計上するものとし、貸借対照表における資産と負債の計上状態に起因した数値の評価可能性に係る課題を改善するとともに、所有外管理資産に係る減価償却費を計上することでフルコスト情報の一層の見える化を進める

統一的な基準では、所有外管理資産については地方公共団体が所有権を有しないことから「資産」に該当しないこととされているが、

- ① 一定の地方負担を伴って整備されるとともに、各団体が一定の管理権限（維持・修繕等の工事の実施など）を有していること
- ② 企業会計「資産」の該当性は、必ずしも所有権を有していることを条件とはしていないこと

から、現行の解釈を再整理し、「資産」の該当性を所有権の有無で判断するのではなく、その実態を踏まえて整理することとし、所有外管理資産についても「資産」に位置づけることとする。

一方で、該当しうる「資産」を網羅的に把握し、すべての資産計上を求めることは地方公共団体の実施可能性を損なうおそれもある。これは、所有外管理資産の定義に照らすと、様々な資産が該当しうるところ、該当資産の価額等の精査など、固定資産台帳の整備等に係る実務負担が大きいと考えられるためである。

よって、地方公共団体の資産規模に対する影響度や実務負担を考慮し、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川については必ず計上するこ

ととし、これ以外の所有外管理資産については、重要性の乏しい資産として位置づけ、資産計上しないことを許容することとする。

なお、重要性の乏しい資産を資産計上する際の基準として、何らかの金額基準が考えられるが、地方公共団体ごとに資産規模が異なり、財務書類に与える影響も様々であることから、原則、団体ごとに基準を設定することとする。また、貸借対照表上、現行の区分けで記載される事業用資産やインフラ資産の数値への影響も鑑み、所有外管理資産は単独で表章することとする。

(図表 3 及び 4 参照)

図表 3 計上する団体・対象物

	都道府県	指定都市	市町村
指定区間外の国道	○	○	—
指定区間の一級河川・二級河川	○	○	—
その他の所有外管理資産*	△	△	△

△：重要性の乏しい資産については、計上しないことを許容

※ その他の所有外管理資産の具体例

- ・港湾：岸壁、緑地など
- ・空港：特定地方管理空港
- ・土地改良施設：排水機場、農業用ダム、樋門など
- ・治山施設：治山ダム、保安林(防災林)造成、地すべり防止施設など
- ・砂防施設：堰堤、床固、地すべり防止施設など
- ・海岸：護岸、防砂堤、離岸堤など

図表4 所有外管理資産の資産計上（改善策）

		(百万円)	
科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
事業用資産	1,221,348	地方債	4,660,376
インフラ資産	2,448,662	退職手当引当金	341,696
<b>所有外管理資産</b>	<b>952,352</b>	その他	78,516
基金	978,856		
その他	490,603		
		負債合計	5,080,588
		<b>【純資産の部】</b>	
		純資産合計	1,011,233
資産合計	6,091,821	負債及び純資産合計	6,091,821

ii) 貸借対照表の負債における地方債の内訳を表示

貸借対照表の負債の部における地方債の内数として臨時財政対策債を表示するものとし、負債情報の粒度の粗さを解消するとともに、財務書類等における情報開示の充実を図る

地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条<sup>3</sup>では、地方公共団体の歳出は、原則として地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないが、地方債をもってその財源とすることができるものとして、各号において地方債を財源とする事業を限定列挙している（以下地方財政法第5条に基づき発行する地方債を「5条債」という。）。また、同条に掲げる事業に該当しない場合でも、

<sup>3</sup> 「地方財政法」（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

一定の政策目的を達成するために必要であると認められた事業の財源に充てる地方債については、各法律で例外措置を設け、発行を認めている。

このように、地方債には5条債か否か、資産形成に充当されるか否か、元利償還金に交付税措置があるか否かなど、多種多様な制度的位置づけの違いがある。

貸借対照表の負債の部における地方債の内訳を表示し情報充実を図ることは、こうした多種多様な制度的位置づけの違いを加味した数値の評価を可能とするものであり、情報開示の観点で意義があると考えられる。

一方で、貸借対照表上に地方債の内訳を詳細に表示することは地方公共団体における業務負担につながり、情報開示の観点からは、かえってわかりづらくなるなどのデメリットも考えられるところである。よって、追加項目の表示に係る「意義・付加価値」と「地方公共団体における新たな業務負担や情報開示のわかりやすさ」の両面を考慮し、現金主義会計情報でも区分掲記されることが多く、地方債全体のシェアも大きい「臨時財政対策債」のみを区分掲記することとする。具体的には「固定負債」「流動負債」別に「地方債（臨時財政対策債を除く）」及び「臨時財政対策債」を新たな表示科目として設けることとする。（図表5及び6参照）

なお、「意義・付加価値」の観点からは、地方債を資産形成に充当されるものか否かにより区分掲記することも考えられる。しかしながら、現金主義会計情報を含め、この観点で地方債を明確に定義・分類したものはなく、実現可能性の観点から現状は難しいと考えられる。

**図表5 地方債の現在高（令和5年度末）**

（億円、％）

	総額	構成比
地方債現在高	1,396,175	100.0
臨時財政対策債	490,461	35.1

（出典）総務省「地方財政状況調査」

※地方債全体の中で臨時財政対策債が事業別で最も高いシェアを占めている

図表6 貸借対照表の情報充実（改善策）

(億円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
事業用資産	262,221	地方債	881,461
インフラ資産	715,008	地方債（臨時財債除く）	565,736
基金	141,684	臨時財政対策債	315,725
その他	108,976	退職手当引当金	76,947
		その他	16,332
		負債合計	974,740
		<b>【純資産の部】</b>	
		純資産合計	253,149
資産合計	1,227,889	負債及び純資産合計	1,227,889

## 2. 固定資産台帳の整理・精緻化について

### (1) 固定資産台帳に関する現状と課題

作成状況等調査によると、固定資産台帳の整備の現状として、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳の更新が完了した団体は、令和5年度末で全団体の96.4%にあたる1,723団体となっている。

固定資産台帳について、統一的な基準では、「財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿」と位置づけており、また「公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することも考えられる」としている。一方で、現状では「補助簿」として固定資産台帳が整備すべき情報の範囲が明確ではない、いわゆる公共施設マネジメント等の活用への道筋も見えづらい、といった指摘がある。

#### i) 「記載単位」に係る課題

統一的な基準は、資産として固定資産台帳に記載する単位の区分である「記載単位」について、「現物との照合が可能な単位であること」及び「取替や更新を行う単位であること」という2つの原則を示している。

これに関連して、作成状況等調査によると固定資産台帳において記載単位の2つの原則を満たしている団体は、令和5年度末で全団体の54.9%にあたる981団体となっており、いまだ半数近い団体が記載単位の原則を満たしていない状況にある。(図表7参照)

これは、統一的な基準において、固定資産台帳の整備開始時に「過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容」したことで、少なくない地方公共団体において施設等单位でまとまったデータである公有財産台帳情報をベースに固定資産台帳を整備し、いまだにそのままの状態にあることが一因と考えられる<sup>4</sup>。しかしながら、法定耐用年数などが異なる設備と建物を一式で計上したままの状態にあることは財務書類の数値上の歪みを生じさせうるものである。

---

<sup>4</sup> 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成27年1月・令和元年8月改訂)(抜粋)

○ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

V 固定資産台帳の記載単位

1 総則

36. また、開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができるとします。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとします。なお、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。

図表7 作成状況等調査結果（固定資産台帳の記載単位）

☆登録資産の単位 <small>(単位:団体)</small>				
区分	都道府県 (47団体)	指定都市 (20団体)	市区町村 (1,721団体)	合計
取替や更新を行う単位で区分	32 (68.1%)	14 (70.0%)	1,200 (69.7%)	1,246 (69.7%)
施設等単位を一式	9 (19.1%)	4 (20.0%)	442 (25.7%)	455 (25.4%)
その他	6 (12.8%)	2 (10.0%)	79 (4.6%)	87 (4.9%)

☆登録資産と現物の照合可否 <small>(単位:団体)</small>				
区分	都道府県 (47団体)	指定都市 (20団体)	市区町村 (1,721団体)	合計
照合可	37 (78.7%)	16 (80.0%)	1,328 (77.2%)	1,381 (77.2%)
照合不可	8 (17.0%)	3 (15.0%)	289 (16.8%)	300 (16.8%)
その他	2 (4.3%)	1 (5.0%)	104 (6.0%)	107 (6.0%)

☆固定資産台帳の記載単位			
登録資産の単位	現物との照合	団体数	構成比
取替・更新単位	照合可	981	54.9%
取替・更新単位	照合不可	197	11.0%
施設等単位	照合可	348	19.5%
施設等単位	照合不可	80	4.5%
上記以外		182	10.2%
合計		1,788	100.0%

ii) 「記載項目」に係る課題

統一的な基準では固定資産台帳における「記載項目」について、「全ての地方公共団体において同台帳の整備を進める観点から、財務書類作成のための補助簿としての機能を有するための必要最小限の項目を基本」とするとされている。また、固定資産台帳を公共施設マネジメント等に活用するため、「状況に応じて固定資産台帳に記載する項目を追加すること等により、活用の幅を広げることが重要」ともされている<sup>5</sup>。

一方で、統一的な基準において具体的に提示する項目は「記載項目の例示」でしかないため、財務書類作成に係る「必要最小限」の範囲が必ずしも明確となっていないおそれがある。また、公共施設マネジメント等への活用のためには、「記載単位」として求める「取替や更新を行う単位」ではない施設等単位でまとめられたデータが必要となる。(図表8参照)

<sup>5</sup> 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成27年1月・令和元年8月改訂)(抜粋)

○ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

Ⅲ 固定資産台帳の記載項目

11. 固定資産台帳の記載項目については、全ての地方公共団体において同台帳の整備を進める観点から、財務書類作成のための補助簿としての機能を有するための必要最小限の項目を基本とします。
14. また、固定資産台帳を公共施設マネジメント等に活用するため、各地方公共団体の判断により、例えば「②追加項目」のように、それぞれの状況に応じて固定資産台帳に記載する項目を追加すること等により、活用の幅を広げることも重要です。ただし、公共施設マネジメント等については、これらの項目以外の情報等を固定資産台帳と複合的に照らしあわせて活用したり、他のシステムに情報を集積し、取組を行っていたりする例があるなど、各団体における取組方法は様々であることから、どの程度、こうした情報を固定資産台帳に追加して整備するかは、個々の地方公共団体の創意工夫が必要となります。

図表8 固定資産台帳の記載項目の例示

基本項目			追加項目
番号	今回増加額	会計区分	取得財源内訳
枝番	有償取得額	予算執行科目	耐震診断状況(建物)
所在地	無償所管換増分	用途	耐震化状況(建物)
所属(部局等)	今回増加内訳 その他無償取得分	事業分類	長寿命化履歴
勘定科目(種目・種別)	調査判明増分	開始時見積資産	複合化状況
件名(施設名)	増額	各種属性情報	利用者数(件数)
リース区分	評価増額	売却可能区分	稼働率
耐用年数分類(構造)	今回減少額	時価等	運営方式
耐用年数	除売却額	完全除却済記号	運営時間
取得年月日	無償所管換減分	数量(延べ床面積)	職員人数
供用開始年月日	今回減少内訳 その他無償譲渡分	階数(建物)	ランニングコスト
取得価額等	誤記載減少分	地目(土地)	
所有割合	振替・分割減額	稼働年数	
増減異動日付	減価償却額	目的別資産区分	
増減異動前簿価	評価等減額	減価償却累計額	
増減異動事由	増減異動後簿価(期末簿価)	財産区分(行政財産・普通財産)	
		公有財産台帳番号	
		法定台帳番号	

記載項目の例示  
(≠基準)



## (2) 固定資産台帳の整理・精緻化に向けた改善

### ①固定資産台帳の「記載単位」に係る原則の徹底

「記載単位」について

- ① 現物との照合が可能な単位であること
- ② 取替や更新を行う単位であること

という2つの原則を徹底するものとし、固定資産台帳（及びそのデータに基づく財務書類）を財務会計的視点で精緻化する

財務書類等における数値の評価可能性を向上させるためには、固定資産台帳の「記載単位」の原則を徹底することは必要不可欠である。

よって、統一的な基準に記載された「記載単位」の2つの原則をあらためて周知徹底するとともに、今後実施する作成状況等調査においても、この整備状況を引き続き把握し、必要な支援などに取り組むこととする。

### ②固定資産台帳の「記載項目」に係る整理・様式提示

固定資産台帳の「記載項目」について、整備意義を整理した様式を提示するものとし、データの自分事化・活用の意識付けを推進する

統一的な基準において例示にとどまっている「記載項目」について、あらためて「財務書類作成のための補助簿としての機能を有するための必要最小限の項目を基本」とするという根本に立ち返り、「財務書類作成のために必要な項目」を明確にした形で提示し、これらについては対外的な公表を求めることとする。（図表9参照）

図表9 財務書類作成のために必要な項目

財務書類	記載項目
(基本項目)	台帳番号
	資産名称
	所在地
	数量
財務4表	勘定科目（有形/無形、インフラ/事業用/所有外管理/物品、建物・土地等の別）
	取得年度
	法定耐用年数
	取得価額等
	減価償却額
	減価償却累計額
	期末簿価
附属明細書	会計区分
	行政目的区分
注記	評価基準・評価方法
	売却可能区分
	売却可能価額
	リース区分

次に、公共施設マネジメント等への活用であるが、施設等単位に紐付く「記載項目」を固定資産台帳に保持すると、①で整理した「記載単位」の改善の方向性に反するものとなってしまふ。よって、固定資産台帳そのものに記載する項目を増やす形での情報充実ではなく、個別施設等の単位で別途保持する施設等単位データ（利用者数、修繕費など）との連動を図ることができるデータの持ち方を推奨することとする。

具体的には、施設等単位のデータと固定資産台帳上の価額データ等を連動させるため、両者のあいだをつなぐことができる共通のコードとして「施設等コード」を設定するというものである。これにより、固定資産台帳における取替・更新単位のデータを個別施設毎に束ねることができるようになり、当該データと施設等単位データとを紐付けることで、価額情報と定性データとの分析も可能となり、より効率的・効果的に公共施設マネジメントを実施することができるようになる。（図表 10 参照）

図表 10 固定資産台帳と施設等単位データの連携

固定資産台帳					施設等単位データ※																
台帳番号	資産名称	...	所管部署	施設等コード	枝番	施設等コード	施設等名称	施設等一式簿価	維持管理費 修繕費	...	劣化度	使用 耐用 年数	耐震診断 状況	耐震 診断年	耐震化 状況	耐震 工事年	...	利用者数	稼働率	...	
0001	X図書館 本館	...	生涯学習課	23161	01																
0002	X図書館 本館 自動ドア	...	生涯学習課	23161	02	23160	X図書館	8,508,265	99,652	...	-	-	-	-	-	-	...	350人	85%	...	
0003	X図書館 本館 改修工事	...	生涯学習課	23161	03																
0004	X図書館 分館	...	生涯学習課	23162	01	23161	X図書館本館	5,908,463	58,011	...	C	60	危険性低	2015	耐震化済	2012	...	-	-	...	
0005	X図書館 分館 空調設備	...	生涯学習課	23162	02																
0006	X図書館 分館 長寿命化工事	...	生涯学習課	23162	03	23162	X図書館分館	2,599,802	41,641	...	B	70	危険性低	2015	耐震化済	2012	...	-	-	...	

施設等コードで紐付け

（施設等コードの振り方（一例））

1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5桁目	枝番
行政目的区分	事業区分	施設分類	施設名	場所・棟	取替・更新
教育	社会教育	図書館	X図書館	本館	本館新規
2	3	1	6	1	01

※ 固定資産台帳の粒度ではなく、それを積上げた形（例えばX図書館全体や改修工事を反映したX図書館本館など）で整備するデータをいう。固定資産台帳の情報を積み上げたデータのほか、例えば、耐震化の状況、利用者数などの非財務情報も保持することを想定。

一方で、上記のような環境を整えたとしても、固定資産台帳のデータの所在自体が全庁的に意識付けされていなければ、活用はもちろんのこと整備自体もままならず、データが適切に更新されない状況となることなども想定される。よって「所管部署」を明確化することにより、各施設等を管理する部署における台帳情報の意識付けを促進することを推奨することとする。（図表 11 参照）

図表 11 固定資産台帳で管理する項目

	項目の趣旨
所管部署	固定資産台帳を管理する課室だけでなく、当該データの所在や内容について全庁的な意識付けが可能となる
施設等コード	施設等単位データと紐付けることができ、毎年更新されるより正確な財務情報や施設ごとの実績情報の両面から、今後の更新・統廃合・長寿命化等の方針について検討することが可能となる

以上を踏まえた固定資産台帳の記載のイメージは以下のとおりである。項目の名称などの統一は不要であるが、「財務書類作成のための項目」については、各地方公共団体において、整備の上、適切な形で公表することとする。(図表 12 参照)

図表 12 固定資産台帳の記載のイメージ

②公共施設マネジメント等に有用な項目

③その他

①財務書類作成のための項目 <対外的な公表対象>

② 現物との照合が可能な単位

台帳番号	資産名称	有形/無形	事業用/インフラ/所有外/物品	建物/土地等の別	取得年度	法定耐用年数	取得価額等	減価償却額	減価償却累計額	期末簿価	数量	所在地	会計区分	行政目的区分	評価基準・評価方法	売却可能区分	売却可能価額	リース区分	所管部署	施設等コード	...
0001	A市役所 本庁舎本館	有形	事業用	建物	1995	50	2,071,367,235	4,142,345	1,159,965,632	911,401,603	5000㎡	本町1丁目1-1	一般	総務	取得原価	-	-	-	総務課	11111	...
0002	A市役所 車庫	有形	事業用	建物	1995	31	49,440,000	1,594,839	45,682,560	3,757,440	800㎡	本町1丁目1-1	一般	総務	再調達原価	-	-	-	総務課	11112	...
2001	B図書館 本館	有形	事業用	建物	2008	47	806,231,047	17,153,852	266,056,245	540,174,802	6200㎡	栄町3丁目2-5	一般	教育	取得原価	-	-	-	生涯学習課	23111	...
2002	B図書館本館空調設備設置工事	有形	事業用	建物	2017	31	17,859,026	576,098	6,875,725	10,983,301	8台	栄町3丁目2-5	一般	教育	取得原価	-	-	-	生涯学習課	23111	...
3001	C老人福祉センター	有形	事業用	建物	1990	50	183,900,000	3,678,000	121,374,000	62,526,000	1500㎡	新町2丁目1-3	一般	福祉	取得原価	-	-	-	福祉課	32211	...

財務4表(含:名称・所在地等の基礎項目)      附属明細書      注記

施設等コードにより、施設等単位データと紐付く環境を整備

なお、固定資産台帳上で整備するものではないが、施設等単位データとして管理される項目については公共施設等総合管理計画や個別施設管理計画の方針等を含め、各地方公共団体が持つ具体的な政策目標や問題意識などに照らし、自ら主体的に設定していくものと考えられる。こうした地方公共団体の主体的な取組を把握の上、連動した固定資産台帳の活用状況に係る優良事例などを整理し、横展開を図るなど、引き続き地方公共団体における固定資産台帳の活用の取組を推進することが重要である。(図 13 参照)

図表 13 施設等単位データの例

	項目の趣旨
使用耐用年数 (使用予定年数)	法定耐用年数とは異なる「実際に使用する予定の期間(ないしは劣化度などに基づき算定された期間)」を明示しておくことで、この年数に基づいた更新・改修・除却等の優先順位付けなどが可能となる
劣化度、耐震診断状況・耐震化状況	所管部署が実施した調査等に基づく評価を明示し、更新・改修・除却等の優先順位付けなどが可能となるとともに、使用耐用年数の根拠にもなる
修繕費 等	修繕費や人件費といったコストと利用者数や稼働率といったデータの両面を把握することで、定量的な施設マネジメントが可能となる
利用者数、稼働率 等	

### 3. 今後のスケジュール

「財務書類の情報充実」及び「固定資産台帳の整理・精緻化」については、各地方公共団体における適切な対応が求められる。一方で、所有外管理資産の資産計上に当たっての固定資産台帳の整備やシステムの改修等に相応の時間が必要になることが想定されるため、一定の整備期間を設けることとし、令和8年度決算を対象とした財務書類までに整備することとする。

### 第3 地方公会計情報の整備・活用のための効率化について

#### 1. 地方公共団体の整備・活用に関する現状と課題

作成状況等調査によると、地方公会計情報の活用の度合いと整備時期の早さには正の相関が見られる傾向にあった。(図表 14 参照)

図表 14 令和5年度における活用状況

調査項目	早期作成				(単位：団体)	
	全国体 (1,788団体)	7～9月 (77団体)	10～12月 (117団体)	1～3月 (1,498団体)		
<b>活用している</b>	1,339 (74.9%)	73 (94.8%)	92 (78.6%)	1,128 (75.3%)		
<b>行政外部に向けての活用</b> (住民への公表や地方議会、その他外部への情報開示等のための活用)	621 (34.7%)	54 (70.1%)	60 (51.3%)	499 (33.3%)		
<b>行政内部での活用</b>	904 (50.6%)	45 (58.4%)	55 (47.0%)	763 (50.9%)		
公共施設等総合管理計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	160 (8.9%)	7 (9.1%)	10 (8.5%)	129 (8.6%)		
個別施設計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	83 (4.6%)	5 (6.5%)	11 (9.4%)	65 (4.3%)		
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した(セグメント分析等)	86 (4.8%)	19 (24.7%)	8 (6.8%)	58 (3.9%)		
使用料・手数料の見直し・改定の検討にあたり、財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	75 (4.2%)	9 (11.7%)	8 (6.8%)	54 (3.6%)		
未利用財産の活用・処分の検討に固定資産台帳の情報を活用した	185 (10.3%)	5 (6.5%)	10 (8.5%)	161 (10.7%)		
その他公共施設についての検討材料として、財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	245 (13.7%)	8 (10.4%)	10 (8.5%)	217 (14.5%)		
上記以外の活用	263 (14.7%)	11 (14.3%)	16 (13.7%)	226 (15.1%)		
<b>活用していない</b>	449 (25.1%)	4 (5.2%)	25 (21.4%)	370 (24.7%)		

※ 複数回答あり

この要因としては、議会への報告など活用機会が先にあることで早期作成しているといったことと、作業の効率化により早期作成が実現し、使える情報としての鮮度が保たれ、活用機会が増加しているといったことの両面が考えられる。

このうち、後者である早期作成による活用機会の増加を推進していくに当たっては、現状、多くの地方公共団体が財務書類の整備に負担を感じており、推進の妨げになっていると考えられる。

## 2. 地方公会計の整備・活用に向けた短期的な効率化策について

財務書類整備時における負担は、仕訳情報など地方公会計特有情報の整備や、現金主義会計情報であるものの決算統計などの既存情報では把握していない情報の整備にあり、追加的に発生する作業に集中している。(図表 15 参照)

**図表 15 財務書類の作成に係る負担**

※複数選択あり (単位: 団体)

区分	団体数
負担がある ※以下負担に感じる具体的作業	1,135 (63.5%)
歳入歳出データによる資金仕訳	389 (21.8%)
非資金仕訳	258 (14.4%)
一般会計等財務書類の作成	226 (12.6%)
連結財務書類の作成	332 (18.6%)
附属明細書及び注記の作成	265 (14.8%)
その他	319 (17.8%)
負担はない	653 (36.5%)
対象団体数	1,788

一方で、既存情報が整備されているにもかかわらず、負担が指摘されるものもある。この要因としては、統一的な基準において作成要領に類するものを示しておらず、記載対象が判然としないといった点にあると考えられる。(図表 16 参照)

**図表 16 附属明細書の作成に係る負担**

自由記述において特に負担が大きいとされた附属明細書		
BS 有形固定資産の明細	BS 長期延滞債権の明細	PL 補助金等の明細
BS 有形固定資産の行政目的別明細	BS 未収金の明細	NW 財源の明細
BS 投資及び出資金の明細	BS 地方債の明細	NW 財源情報の明細
BS 基金の明細	BS 引当金の明細	CF 資金の明細

また、自団体の財務書類作成だけでも負担があるにもかかわらず、連結財務書類を作成するに当たっては、連結対象の財務書類の読替作業はもちろん中身の精査も必要となっており、大きな負担があると指摘されている。(図表 17 参照)

図表 17 連結財務書類の作成に係る負担

調査対象：連結財務書類のみ「作成中」「未着手」の団体（一般会計等・全体は作成済み）

（単位：団体）

	都道府県 （該当なし）	指定都市 （1 団体）	市区町村 （43 団体）	合計 （44 団体）
連結対象団体の財務情報の作成又は 内容確認作業	— —	1 (100.0%)	9 (20.9%)	10 (22.7%)
連結対象団体との連結作業（読替・ 相殺消去など）	— —	0 (0.0%)	6 (14.0%)	6 (13.6%)
その他	— —	0 (0.0%)	11 (25.6%)	11 (25.0%)
作成に着手したことがないため不明	— —	0 (0.0%)	17 (39.5%)	17 (38.6%)

また、「その他」と回答した 11 団体のうち、7 団体が連結対象団体からの財務書類の提供時期による影響を回答。このことから、連結財務書類に係る作成負担は連結対象団体の財務書類に起因するものも大きいことが考えられる。

いずれにしても、こういった指摘に係る負担を少しでも緩和し、早期作成を実現出来るよう、負担軽減・効率化策を示すこととする。

（1）附属明細書に関する効率化策

附属明細書について、決算統計情報等との関係整理も含めた作成要領を提示するとともに、一部の表については、簡素化を許容するものとする

現行の統一的な基準においては、附属明細書の詳細な作成要領等が示されておらず、各附属明細書の記載対象が判然としないといった問題がある。この状況を改善するため、新たに作成要領を示すこととする。なお、決算統計等の現金主義情報で把握している項目については、できるだけ決算統計等との関係を明確にし、可能な限り地方公共団体にとってわかりやすいものとなるようにする。

また、附属明細書の中には、決算統計でも把握していない詳細な現金主義会計情報を把握しようとするものがある。こういった詳細な情報は現金主義会計情報で整備するのが本来のあるべき姿であるため、それらを省略した形の様式で作成することを許容することとする。（図表 18 及び 19 参照）

図表 18 現状：地方債（借入先別）の明細

種類	地方債残高	うち1年内償還予定	政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債		その他
							うち共同発行債	うち住民公募債	
【通常分】									
一般公共事業									
公営住宅建設									
災害復旧									
教育・福祉施設									
一般単独事業									
その他									
【特別分】									
臨時財政対策債									
減税補てん債									
退職手当債									
その他									
合計									

このクロスについては、  
決算統計情報でも把握し  
ていないため、省略可能

図表 19 改善策

地方債残高	政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	市場公募債		その他
						うち共同発行債	うち住民公募債	
	財政投融资資金 旧郵政公社資金 国の予算貸付・政府 関係機関貸付	地方公共団体金融 機構資金	市中銀行	ゆうちょ銀行 その他の金融機関	市場公募債	共同発行債10年債	住民公募債	左記以外の合計

決算統計調査表「地方債の状況その2」の差引現在高に満期一括償還基金分を合算した該当数値を記載

地方債残高	合計	うち1年内 償還予定	【通常分】	一般公共 事業	公営住宅 建設	災害復旧	教育・福祉 施設	一般単独 事業	その他	【特別分】	臨時財政 対策債	減税 補てん債	退職 手当債	その他

地方債残高：決算統計調査表「地方債の状況その1」の差引現在高に満期一括償還基金費を合算した該当数値を記載

1年償還予定：決算統計調査表「地方債の状況その3」の翌年度元金合計に満期一括償還基金費を合算した該当数値を記載



## (2) 資産計上基準に関する効率化策

### ①リース資産の計上基準に関する簡素化

リース資産の計上基準について、所有権の有無に基づく判定をやめ、「重要性」に係る金額基準については団体が設定することを原則とするものとする

リース資産については、取引の種類に応じて会計処理が異なる取扱いとなっており、なかでもファイナンス・リース取引における所有権に基づく判定は資産管理の上で、煩雑な面がある。(図表 20 参照)

図表 20 現行の取扱い<sup>6</sup>

リース取引の種類		会計処理
所有権移転ファイナンスリース	下記以外	売買取引に準じて処理(資産と負債に計上)
	重要性の乏しいもの	賃貸借取引に準じて処理することが可能(費用のみ計上も可)
所有権移転外ファイナンス・リース		
オペレーティング・リース		賃貸借取引に準じて処理(費用のみ計上)

現行の統一的な基準においても、所有権移転外ファイナンス・リースについて資産計上が可能であることも踏まえ、今後、所有権の有無で会計処理を判定しないこととし、リース取引の取扱いについては、売買取引に準じて処理することを基本とし、ファイナンス・リース取引のうち重要性の乏しいもの及びオペレーティング・リース取引について賃貸借取引に準じて処理することも可能と整理することとする。なお、この取扱いは企業会計とも整合性がある。

<sup>6</sup> 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成 27 年 1 月・令和元年 8 月改訂)(抜粋)  
資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

#### IV 固定資産台帳の記載対象範囲

24. リース資産のうちファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法(固定資産に該当するものは貸借対照表に計上)に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法(費用として行政コスト計算書に計上)に準じて会計処理を行うこととします。ただし、ファイナンス・リース取引であっても、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとします。なお、地方公共団体は、リース取引においては借り手になることが想定されるため、研究会報告書では、借り手側の処理に準じて記載されていますが、その具体的な取扱いは明確に定められていませんので、企業会計の考え方及び手法(「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 1 3 号)。以下「リース会計基準」といいます。)を参考にして処理することが適当です。
27. また、2 4 段落のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとしていますが、「重要性の乏しいもの」としては、リース会計基準の少額リース資産及び短期のリース取引の取扱いに準じて、次のいずれかに該当する場合があります。
- ①重要性が乏しい償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準以下のリース取引
  - ②リース期間が 1 年以内のリース取引
  - ③当該地方公共団体の活動において重要性の乏しいものでリース契約 1 件あたりのリース料総額(維持管理費相当額または通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる)が 3 0 0 万円以下のリース取引

また「重要性」の定めのうち金額基準については、現状「300万円以下」という金額を示しているが、地方公共団体ごとに財務書類に与える影響は様々であることから、原則、団体ごとに金額基準の設定をすることとする。ただし、現行の金額基準にある「300万円以下」については、一つの参考として引き続き提示することとする。(図表 21 参照)

図表 21 変更後の取扱い

リース取引の種類		会計処理
ファイナンスリース	下記以外	売買取引に準じて処理(資産と負債に計上)
	重要性の乏しいもの <sup>※</sup>	賃貸借取引に準じて処理することが可能(費用のみ計上も可)
オペレーティング・リース		

※「重要性の乏しいもの」としては、①リース期間が1年以内のリース取引、②少額のリース取引(計上基準は当該地方公共団体ごとに判断。一つの例として、300万円以下の金額基準が考えられる。)が考えられる。

## ②金額基準を持つ資産計上基準に関する簡素化

「償却資産に対して修繕等を行った際の支出」及び「物品の取得」に係る資産計上において、金額基準については団体が設定することを原則とするものとする

統一的な基準においては、「償却資産に対して修繕等を行った際の支出」及び「物品の取得」についても資産計上に係る金額基準を示している<sup>7</sup>が、「①リース資産の計上基準に関する簡素化」の整理同様、地方公共団体ごとに財務書類に与える影響は様々であることから、団体ごとの金額基準の設定を原則とす

<sup>7</sup> 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成27年1月・令和元年8月改訂)(抜粋)

○ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

V 固定資産台帳の記載単位

3 資本的支出と修繕費の区分

40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出(有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出)として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準(修繕費支弁基準)」を内部で策定して事務処理を行うのが適当と考えられます。「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等の概ね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定があることから、これに従うことが考えられます。なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」を別途の金額に設定することもできることとしますが、その場合には、その旨を注記します。

VII 資産の評価基準・評価方法

2 有形固定資産

65. 物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に、その取得価額を資産として計上し、再評価は行わないこととします。ただし、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げないこととします。なお、取得原価が不明な資産については、原則として再調達原価とします。

る。ただし、現行の金額基準については、こちらも一つの参考として引き続き提示することとする。

### (3) 全体・連結財務書類に関する効率化策

#### ①資金収支計算書の連結時における間接法による作成の許容

連結した資金収支計算書の作成時において、公営企業会計でも許容されている間接法を許容するものとする

統一的な基準においては、資金収支計算書について単体だけでなく連結したものについても、直接法<sup>8</sup>での作成に限定している。そのため、すでに間接法<sup>9</sup>での作成が認められている公営企業会計分を連結対象に含めて、連結した資金収支計算書を作成するためには、連結対象の資金収支計算書を間接法から直接法の形に整える必要がある。こうした読み替えには一定の作業負担が生じていることから、連結した資金収支計算書については、直接法だけでなく間接法による作成も許容することとする。(図表 22 及び 23 参照)

なお、この場合、一般会計等の資金収支計算書について別途間接法で作成するといった作業を要することになる。この場合、一般会計等の貸借対照表や行政コスト計算書の情報から概ね作成可能であるため、全体財務書類や連結財務書類の作成作業に関して、結果として負担を軽減できる可能性がある。

---

<sup>8,9</sup> 資金収支計算書の作成手法について

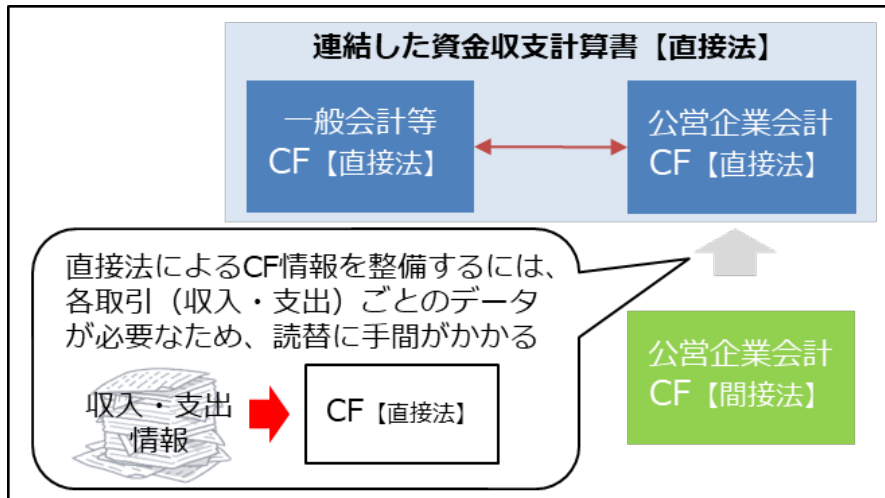
(直接法)

期中の収入額と支出額の総額を記載することにより、期中における資金の変化額を直接的に明らかにする方法

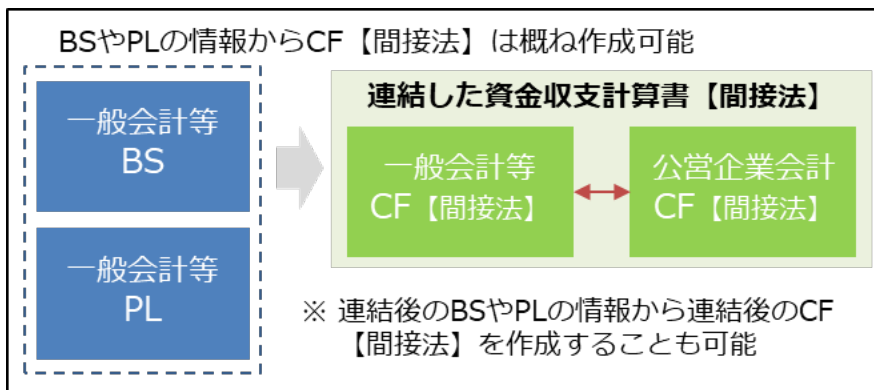
(間接法)

行政コスト計算書等の数値に所定の調整を加えることにより、期中の資金変化額を間接的に明らかにする方法

図表 22 現行の取扱い



図表 23 改善策



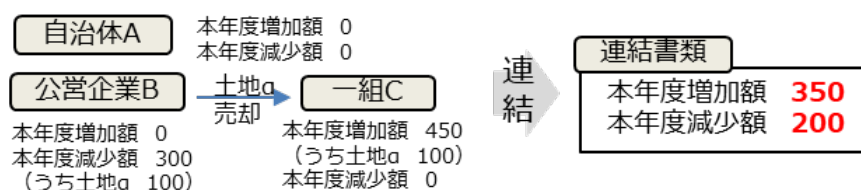
## ②全体・連結附属明細書の簡便な方式での作成の許容

全体・連結附属明細書について、読替・相殺消去等をせず、連結対象団体の附属明細書を対象団体分一覧化するのみでの整備を許容するものとする

全体・連結附属明細書について、現状、作成できていない団体も一定数見受けられる。この要因としては個別の明細間の読替・相殺消去に係る作業負担が重いといったことが考えられるところである。よって、全体・連結附属明細書の作成を促しつつ、一定程度のアカウンタビリティを確保する観点から、個別の明細間の読替・相殺消去等をせず、連結対象団体の個別の附属明細書を対象団体分一覧化するのみでの整備も許容することとする。(図表 24 及び 25 参照)

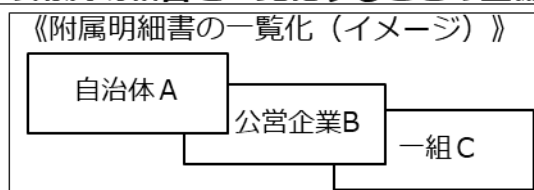
図表 24 現行の取扱い

自治体Aと連結対象の公営企業Bと一組Cのあいだで土地aの売買があった場合、自治体Aは当該取引内容の詳細を特定し、連結時に土地aの取引分を相殺消去の上、書類を作成



図表 25 改善策

- 一部附属明細書について、読替・相殺消去等での作成をせず、**連結対象団体ごとの附属明細書を一覧化することの整備を許容**



### ③地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の活用について

連結対象団体である一部事務組合等の財務書類の内容確認等に係る負担感を軽減するため、マネジメント強化事業の積極的な推奨対象を一部事務組合等まで拡充するものとする

財務書類の連結作業においては、連結作業そのもの以上に一部事務組合などの連結対象団体における財務書類の内容確認等に係る負担が大きいといった指摘がある。これを踏まえ、総務省と地方公共団体金融機構が共同で実施している「経営・財務マネジメント強化事業」のアドバイザー派遣事業の活用を一部事務組合等に対しても、より積極的に推奨していくこととする。

#### (4) その他

以上の効率化策のほか、短期的な効率化策をより実効性あるものとするために、Q&Aを追加・改善（例：公営企業に対する出資金の計上方法について）するとともに、一部公会計指標の名称適正化（例：「基礎的財政収支」→「業務・投資活動収支」）等を行うこととする。

なお、現状、連結財務書類が作成できていない団体においては、マネジメント強化事業などの支援を受けることを前提にしつつ、一時的に単純合算での作成も許容することとする。これは、単純合算であっても、アカウントビリティの向上に一定程度資するものであり、また、連結作業の副次的効果としてある連結対象団体の財務状況の認知に係る期待からである。一方で、単純合算して整備した数字で財政状況を評価することには限界があり、将来的には単純合算でない本来のかたちで連結した財務書類を作成することとする。

### 3. 地方公会計情報の整備における中長期的に目指すべき姿

2で示した効率化のメニューは、財務書類等の整備に係る負担の解消につながるものの、対症療法であり、一定程度の効果はあっても、根本的な負担が解消されるものではない。

ここで、作成状況等調査で把握している財務書類の作成に係る負担の状況をあらためて見ると、「負担はない」という回答をした団体が一定数いることがわかる。(図表 26 参照)

図表 26 財務書類の作成に係る負担 (再掲)

※複数選択あり (単位: 団体)

区分	団体数
負担がある ※以下負担に感じる具体的作業	1,135 (63.5%)
歳入歳出データによる資金仕訳	389 (21.8%)
非資金仕訳	258 (14.4%)
一般会計等財務書類の作成	226 (12.6%)
連結財務書類の作成	332 (18.6%)
附属明細書及び注記の作成	265 (14.8%)
その他	319 (17.8%)
負担はない	653 (36.5%)
対象団体数	1,788

このように回答した団体には、大きく2つのパターンがある。

一つのパターンは公認会計士や税理士等への委託により、財務書類等を整備している団体であり、基本的に自団体で事務作業を行っておらず、負担を感じていない団体である。

もう一つのパターンは、実効性のあるシステム化を進めたことで効率的な事務作業を実現し、負担を感じていない団体である。

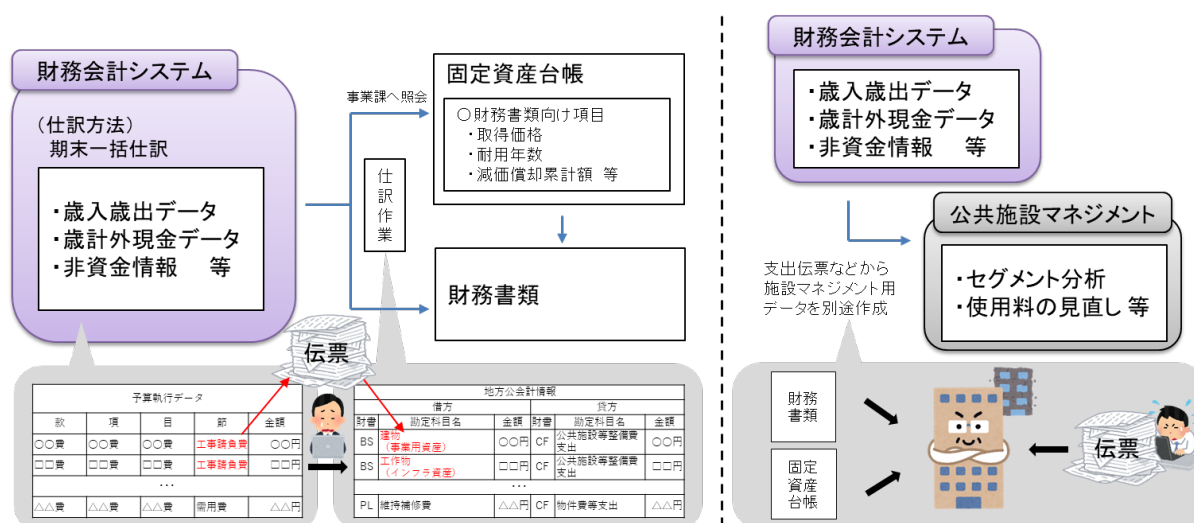
このうち、後者の取組を参考に、政府全体としてDX化を推進していることも踏まえ、ICTを活用したデータ整備の中長期的に目指すべき方向性を示すこととする。

## (1) データの持ち方と作成・活用に係る負担の関係

### ①地方公会計情報に係る整備の現状

財務書類の整備について、多くの団体が期末一括仕訳により作成しており、予算執行段階では地方公会計の仕訳は行っていないのが現状である。そのため、財務書類作成の際に、集約された個別データを伝票単位で大量に仕訳するといった作業を別途行い、多大な労力を要しているところである。また、このような整備体制では、仕訳情報や固定資産台帳の情報は「財務書類作成」のためのデータという位置づけが強く、公共施設マネジメント等への活用につながる情報という意識は醸成されにくいと考えられる。(図表 27 参照)

図表 27 地方公会計情報に係る整備の現状



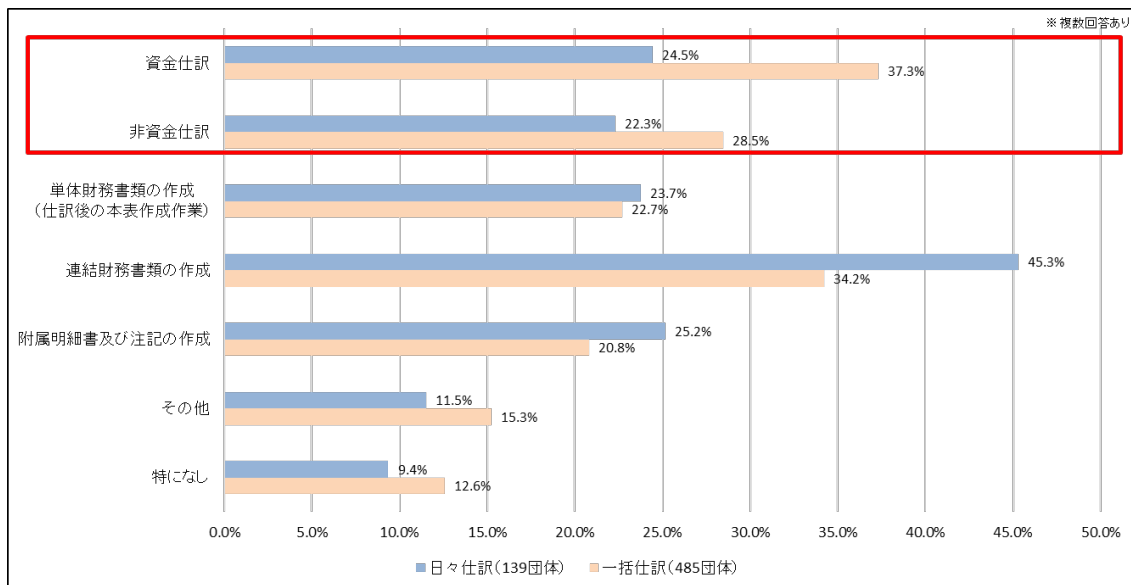
### ②財務書類作成に係る負担感と仕訳方法の関係

仕訳情報の整備に係る作業負担をみると、取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う日々仕訳の方が期末一括仕訳に比べ、負担感が小さい傾向にある。

日々仕訳は、導入時において仕訳情報を事前に整備するというイニシャルコストが発生するものの、仕訳作業が平準化され、また、執行時という情報の鮮度が高い段階で仕訳できるというメリットも大きい。このため、総作業量が変わらなかったとしても、負担感が軽減される効果があると考えられる。副次的な効果としても、日々の業務フロー上で仕訳情報を整備していくため、仕訳情報が職員に「意識付け」されることも期待される。(図表 28 参照)



図表 28 財務書類作成に係る負担感の状況（仕訳方法による比較）



### ③セグメント分析における負担とデータ整備の関係

令和5年度にセグメント分析等を実施した団体の負担の有無とその理由を分析したところ、セグメント分析を実施するための「データ加工」に係る追加作業に負担感があるといった意見が確認された。一方で、「負担感はない」と回答した団体においては、その理由について「システムで自動的に分析される」といった回答をしていた。（図表 29 参照）

図表 29 セグメント分析における負担の有無とデータ整備の関係について

（分析方法）

令和5年度にセグメント分析等を実施した団体における負担の有無とその理由を分析

（単位：団体）

区分	都道府県 (該当なし)	指定都市 (1 団体)	市区町村 (43 団体)	合計 (44 団体)
負担感はない	1 (14.3%)	1 (33.3%)	28 (36.8%)	30 (34.9%)
負担感がある	6 (85.7%)	2 (66.7%)	48 (63.2%)	56 (65.1%)

<回答の詳細>

○「負担感はない」の主な理由

- ・外部委託によりデータ作成・分析しているため
- ・別途作業を要さないため
- システムで自動的に分析されるため等

○「負担感がある」の具体的な内容

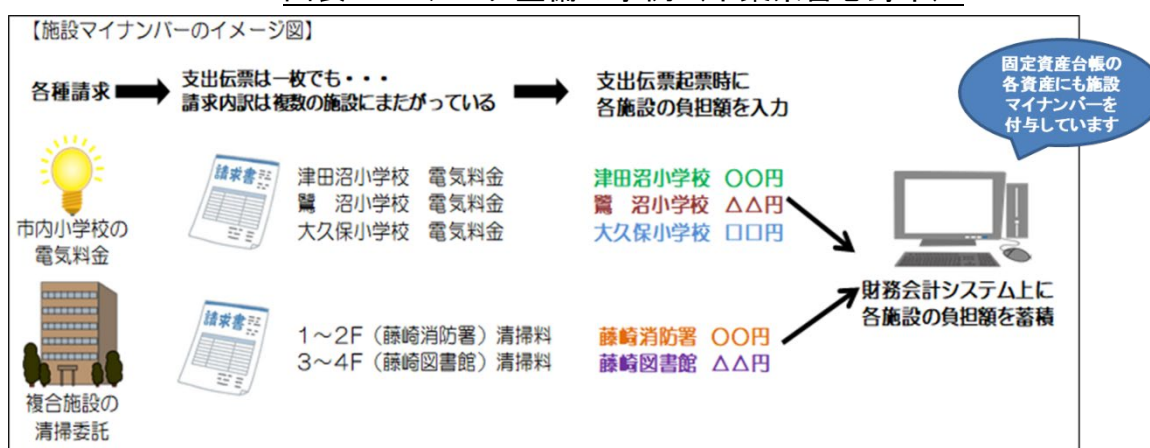
- ・分析のための作業に係るもの
  - 作成した財務書類を再度細分化して作成する必要がある
  - 一部の勘定科目については、システム外で按分等の手計算が必要
  - 基となるデータが統一されていないため施設別財務書類の作成が困難等
- ・各課に照会が必要
- ・施設数が多い
- ・事業課毎に作成のレベル感をあわせることが難しい等

セグメント分析自体は活用の一例であるが、地方公会計情報を効率的に活用へつなげるためには、活用段階を見越してデータ整備を行うシステムを導入していることが重要であると考えられる。

## (2) データ整備の理想的な姿

こうした現状を踏まえ、データ整備の理想的な姿とは、「活用」を意識して予算科目や資産に係るデータを可能な限り細分化するといったものである。すなわち「活用を意識した粒度のデータ」について日々仕訳の形で整備するというものであると考えられる。

図表 30 データ整備の事例（千葉県習志野市）

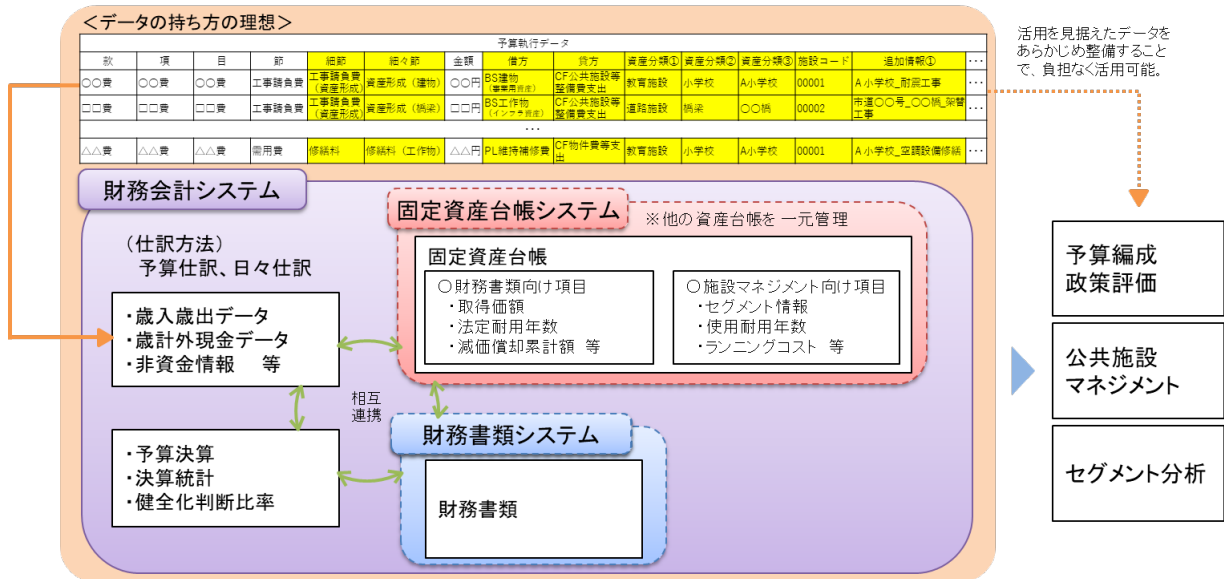


一方、当然、データを細分化していけば、それに伴い業務負担は増加すると考えられる。よって、こうした「活用を意識した粒度のデータ」の効率的な整備を可能とするシステム化が実現されれば、システム導入時のインシャルコストを除き、業務負担は大きく軽減されるものと考えられる。

具体的には、「予算執行」という上流工程において、あらかじめ活用を見据えたデータ整備に取り組むことで、「地方公会計情報の活用」という下流工程においては、追加入力・加工の作業負担をほとんどかけることなく、公共施設マネジメントを筆頭とした様々な場面で地方公会計情報を効率的に活用することが可能となると考えられるといったものである。

このようなデータ整備のあり方を実現するには ICT を最大限活用することが重要である。今後、地方公共団体における関連システムの整備・更改の際には、こうした姿を目指すことが望ましい。(図表 30 及び 31 参照)

図表 31 データ整備における中長期的に目指す姿（イメージ）



## 第4 おわりに

### (1) 地方公会計情報の「自分事化」

地方公会計情報の整備が着々と進む中、いかにして整備された情報を活用するのかといったことは長らく課題とされてきた。

これまで、財務書類に表示されている情報を多角的な財政分析に資するよう加工した公会計指標の提示や、セグメント分析に係る分析例の紹介など、活用の幅を広げる分析手法を提示したことで、一定程度の活用の広がりも見られているものの、更なる活用が期待される状況にある。このため、地方公会計情報を活用した分析例を、例えば施設の種別ごとに収集・提示するなど、地方公共団体がより活用しやすくなる環境の整備に努める必要がある。

一方で、長らく現金主義会計情報を主たる情報として扱うことに慣れてきた地方公共団体においては、いまだ地方公会計情報の整備目的が必ずしも明確でなく、従来のもとは「異質」なものであるとの誤解があることから、結果として「身近」に感じられず、その利用可能性が明確に認知されにくい状況が見受けられるところである。

今般整理した「中長期的な姿」の理念はまさにこうした課題の解決につながるものと考えられる。地方公会計情報に対する「全庁的な意識付け」と「活用を意識した整備環境」を実現することができれば、整備の負担感が大きいといった状況が変わることが期待される。いわば「他人事」と感じられる地方公会計情報に対して、より主体的に活用していくことができるようになると考えられる。

人口減少や少子高齢化は今後、加速度的に進んでいくことが想定されている。こうした社会構造の変化は公共施設等の利用需要の変化等につながるものであり、より中長期的な財政運営を意識し、より強力に公共施設マネジメントを推進する必要がある。地方公会計特有情報はこうした面で付加価値を発揮するものである。今後、地方公共団体において「全庁的な意識付け」と「活用を意識した整備環境」が普遍的なものとなり、地方公会計情報の活用意識が醸成され、「他人事」でない「自分事化」が進むことを期待したい。

### (2) 今後の地方公会計を展望して

本研究会では、約10年に及ぶ統一的な基準の運用で見た様々な課題について一定の改善の方向性を示したところである。今後、約2年間の整備期間を経て、この見直しを踏まえた財務書類等が整備されていくこととなる。

この整備状況の進展により地方公会計情報の評価可能性の向上が期待できる。その結果、地方公会計情報の新たな指標として、地方公共団体の財政の持続可能性を表現するような検討することも可能になり、また公共施設マネジメント等

への活用において更なる着眼点が明らかになることも考えられる。改善された基準に基づく整備が進むことで、また新たな課題が見える可能性もある。

今後も地方公共団体における運用の実態等を踏まえ、基準を見直すことも含めて、よりよい地方公会計の整備のために不断の検討が望まれるところである。

# 「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」

## 開催要綱

### 1. 趣 旨

統一的な基準による地方公会計について、地方公会計情報が地方行財政運営に一層活用されること等が必要であることから、統一的な基準等の検証及び改善、地方公会計情報の継続的かつ具体的な活用手法等について検討を行うため、「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を開催する。

### 2. 名 称

本研究会は、「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

### 3. 構 成 員

別紙のとおりとする。

### 4. 運 営

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求めることができる。
- (4) 研究会は、原則公開とするが、座長は、必要があると認めるときは研究会を公開しないものとするができる。
- (5) 研究会終了後、配付資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定めるものとする。

### 5. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局財務調査課が行う。

## 今後の地方公会計のあり方に関する研究会 名簿

(敬称略)

(構成員)

座長 関 口 智 立教大学経済学部教授

(五十音順)

天 川 竜 治 熊本県宇城市副市長

石 川 恵 子 日本大学経済学部教授

伊 集 守 直 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授

遠 藤 尚 秀 大阪公立大学大学院都市経営研究科教授

川 口 克 仁 大阪府大東市会計管理者

小 室 将 雄 有限責任監査法人トーマツパートナー

菅 原 正 明 公認会計士・税理士

高 橋 晶 子 EY 新日本有限責任監査法人シニアマネージャー・公認会計士

高 橋 優 治 横浜市財政局財政部財政課財政調査担当課長[第5回～第11回]

中 川 美 雪 合同会社みらい会計研究所代表・中川美雪公認会計士事務所代表

安 武 昌 樹 東京都会計管理局管理部会計企画課長兼新公会計制度担当課長  
兼DX推進調整担当課長[第5回～第11回]

(オブザーバー)

小 田 切 慎 一 財務省主計局法規課公会計室長[第7回～第11回]

(前構成員)

田 中 郁 雄 横浜市財政局財政部財政課財政調査担当課長[第1回～第4回]

吉 野 真 穂 東京都会計管理局新公会計制度担当課長[第1回～第4回]

(前オブザーバー)

園 田 雅 宏 財務省主計局法規課公会計室長[第1回～第6回]

※ 前構成員と前オブザーバーの役職名は、参加当時のものである。

## 今後の地方公会計のあり方に関する研究会開催状況

### 第1回開催 令和4年8月1日（月）

- 「統一的な基準」による地方公会計の現状について
- 地方公会計の活用に係る検討事項について
- 「統一的な基準」に係る検討事項について
- 自由討議

### 第2回開催 令和4年10月19日（水）

- 貸借対照表における所有外資産の計上について
- 地方公会計の活用に関する今後の進め方について

### 第3回開催 令和4年12月27日（火）

- 議会説明や住民理解促進に有効な分析について
- 施設別セグメント分析について
- 外部専門人材の活用について

### 第4回開催 令和5年3月3日（金）

- 地方公会計の活用・整備に係る実態調査の報告について
- WGにおける検証（所有外資産の取扱い）の結果報告について
- 令和5年度研究会の進め方について

### 第5回開催 令和5年6月7日（水）

- 今後の論点について
- 施設別セグメント分析の促進について

### 第6回開催 令和5年7月19日（水）

- 地方公共団体の理解促進・意欲向上について
- 部分的な活用について
- 施設別セグメント分析の実施に関するアンケート調査結果について
- WGにおける検証（所有外資産の取扱い）の結果報告について



**第7回開催 令和5年12月22日（金）**

- WGにおける議論の報告について
- 地方公会計情報に係る試行的なマクロ分析について

**第8回開催 令和6年2月29日（木）**

- 今後の議論の方向性について
- 地方公会計の活用に向けた改善について
- 地方公会計の整備及び活用における効率化について

**第9回開催 令和6年6月25日（火）**

- 財務書類作成状況等調査の結果報告について
- 地方公会計の活用に向けた改善について
- 地方公会計の整備及び活用における効率化について

**第10回開催 令和6年9月10日（火）**

- 地方公会計情報の活用に向けた改善について
- 地方公会計情報の整備及び活用における効率化について
- 研究会取りまとめ骨子案について

**第11回開催 令和6年12月20日（金）**

- 今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書案について



# 参 考 资 料





【間接法による全体・連結資金収支計算書（参考様式）】

		科目	金額	参照箇所		
非 資 金 費 用 の 調 整	【業務活動収支】	純行政コスト	符号反転	PL		
		減価償却費		PL		
		退職手当引当金の増減		BS前年比較		
		賞与等引当金の増減		BS前年比較		
		投資損失引当金の増減	符号反転	BS前年比較		
		損失補償等引当金の増減		BS前年比較		
		徴収不能引当金の増減		BS前年比較		
		臨時損失その他のうち非資金分		PL		
		等 用 の 調 整	臨時 費	資産除売却損		PL
				資産売却益	符号反転	PL
	資 産 ・ 負 債 増 減 の 調 整	資産	前受収益の増減		BS前年比較	
			長期延滞債権の増減	符号反転	BS前年比較	
			未収金の増減	符号反転	BS前年比較*	
			棚卸資産の増減	符号反転	BS前年比較	
			長期未払金の増減		BS前年比較*	
			未払金の増減		BS前年比較*	
			その他		※調整	
			小計			
	財源	国県等補助金収入(投資活動収入分)	符号反転	NW CF		
		業務活動収支				
	【投資活動収支】					
	投資活動支出					
	公共施設等整備費支出					
	基金積立金支出					
	投資及び引出資金支出					
	貸付金支出					
	その他の支出					
	投資活動収入					
	国県等補助金収入					
	基金取崩収入					
	貸付金元金回収収入					
	資産売却収入					
	その他の収入					
	投資活動収支					
	【財務活動収支】					
	財務活動支出					
	地方債等償還支出					
	その他の支出					
	財務活動収入					
	地方債等発行収入					
	その他の収入					
	財務活動収支					
	本年度資金収支額					
	前年度末資金残高					
	本年度末資金残高					
	前年度末歳計外現金残高					
	本年度歳計外現金増減額					
	本年度末歳計外現金残高					
	本年度末現金預金残高					

## 【固定資産台帳の記載項目】

項目の目的		項目名	項目の説明	(参考) 算出式
財務書類作成のための項目 (対外的な公表対象)	(基本項目)	台帳番号	台帳における資産の識別番号	—
		資産名称	資産の名称	—
		所在地	資産の所在地	—
		数量	(延べ床) 面積、延長、個数など	—
	財務 4 表	有形固定資産 / 無形固定資産	有形固定資産か無形固定資産かの区分	—
		事業用資産 / インフラ資産 / 所有外管理資産 / 物品	事業用資産、インフラ資産、所有外管理資産、物品であるかの区分	—
		土地 / 建物等の別	土地、建物、工作物、船舶等であるかの区分	—
		取得年度	資産を取得した年度	—
		法定耐用年数	耐用年数省令で定められた減価償却資産の耐用年数	—
		取得価額等	取得価額、再調達価額、備忘価額など	—
		減価償却費	法定耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額	取得価額等 × 法定耐用年数に基づく償却率 <sup>※</sup> ※法定耐用年数の定数を小数点以下第4位で切り上げた数値
		減価償却累計額	減価償却費の累計額	—
	期末簿価	資産の取得価額等から減価償却累計額を差し引いた額 (増減異動後簿価)	取得価額等 - 減価償却累計額	
	附属明細書	行政目的区分	資産の行政目的別区分	—
	注記	会計区分	資産の会計区分	—
		評価基準・評価方法	取得原価や再調達原価等に拠る区分	—
		売却可能区分	売却可能資産であるか否かの区分	—
		売却可能価額	売却可能資産の場合の売却可能価額	—
		リース区分	リース資産であるかの区分	—
	公共施設マネジメント等に 有用な項目	所管部署	当該資産を所管している部署	—
施設等コード		別途管理している施設等管理データと連携するための施設等毎のコード	—	

【附属明細書 地方債（借入先別）の明細（改訂様式）】

(単位: )

種類	地方債残高		政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債		その他
		うち1年内償還予定					うち共同発行債	うち住民公募債	
【通常分】									
一般公共事業									
公営住宅建設									
災害復旧									
教育・福祉施設									
一般単独事業									
その他									
【特別分】									
臨時財政対策債									
減収補てん債									
減税補てん債									
退職手当債									
その他									
合計									

【附属明細書 地方債等（借入先別）の明細（簡素版）】

(単位: )

種類	地方債残高	政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	市場公募債		その他
							うち共同発行債	うち住民公募債	
合計									

(単位: )

種類	地方債残高		【通常分】	一般公共事業	公営住宅建設	災害復旧	教育・福祉施設	一般単独事業	その他	【特別分】	臨時財政対策債	減収補てん債	減税補てん債	退職手当債	その他
		うち1年内償還予定													
合計															



統一的な基準による地方公会計マニュアル  
附属明細書作成要領

## 1. 貸借対照表の内容に関する明細

### (1) 資産の項目の明細

#### ①有形固定資産の明細

区分	前年度末残高 (A)	本年度増加額 (B)	本年度減少額 (C)	本年度末残高 (A)+(B)-(C) (D)	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末残高 (D)-(E) (G)
事業用資産							
土地							
立木竹							
建物							
工作物							
船舶							
浮橋等							
航空機							
その他							
建設仮勘定							
インフラ資産							
土地							
建物							
工作物							
その他							
建設仮勘定							
所有外管理資産							
物品							
合計							

- (1) 貸借対照表における「有形固定資産」について、資産区分別に前年度からの変動の詳細を記入します。
- (2) 「前年度末残高 (A)」、「本年度末残高 (D)」及び「本年度末減価償却累計額 (E)」については、貸借対照表に表示される区分ごとの金額を転記してください。また「差引本年度末残高 (G)」は【「本年度末残高 (D)」－「本年度末減価償却累計額 (E)」】で算出した数値を記入してください。
- ※ 「前年度末残高 (A)」については昨年度の貸借対照表から転記してください。
- (3) 「本年度償却額 (F)」については、固定資産台帳情報における各資産の減価償却額を特定し、それぞれの区分ごとにその合算金額を記入してください。
- (4) 「本年度増加額 (B)」については、固定資産台帳情報などから「今年度中」に取得<sup>\*</sup>した資産を特定して、それぞれの区分ごとにその合算金額を記入してください。
- ※ 出資割合の変更などに伴う金額増加がある場合にはその数値も合算してください。
- (5) 「本年度減少額 (C)」については、固定資産台帳などの情報から算出することも可能ですが、簡易的に【「前年度末残高 (A)」＋「本年度増加額 (B)」－「本年度末残高 (D)」】で算出した数値を記入していただくことでもかまいません。

#### ②有形固定資産の行政目的別明細

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
事業用資産								
土地								
立木竹								
建物								
工作物								
船舶								
浮橋等								
航空機								
その他								
建設仮勘定								
インフラ資産								
土地								
建物								
工作物								
その他								
建設仮勘定								
所有外管理資産								
物品								
合計								

- (1) 貸借対照表における「有形固定資産」について、資産区分別に行政目的別での詳細を記入します。
- (2) 資産区分「合計」の「合計」欄については、貸借対照表に表示される「有形固定資産」の金額を転記してください。また、資産区分ごとの「合計」については、貸借対照表に表示される金額と「減価償却累計額」を資産区分ごとに合算して算出した数値を記入してください。
- (3) 行政目的別の詳細な金額については、固定資産台帳情報における各資産の「行政目的別」の「期末簿価」を特定し、それぞれの区分ごとにその合算金額を記入してください。

### ③投資及び出資金の明細

市場価格のあるもの

(単位: )

銘柄名	株数・口数など (A)	時価単価 (B)	貸借対照表計上額 (A)×(B) (C)	取得単価 (D)	取得原価 (A)×(D) (E)	評価差額 (C)-(E) (F)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計							

市場価格のないものうち連結対象団体(会計)に対するもの

(単位: )

相手先名	出資金額 (貸借対照表計上額) (A)	資産 (B)	負債 (C)	純資産額 (B)-(C) (D)	資本金 (E)	出資割合(%) (A)/(E) (F)	実質価値 (D)×(F) (G)	投資損失引当金 計上額 (H)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計									

※株式会社以外の法人は資本金がないため、「資本金(E)」以外についてご記載ください。この場合、出資割合については、地方自治法施行令第140条の7の規定による割合を記載します。

市場価格のないものうち連結対象団体(会計)以外に対するもの

(単位: )

相手先名	出資金額 (A)	資産 (B)	負債 (C)	純資産額 (B)-(C) (D)	資本金 (E)	出資割合(%) (A)/(E) (F)	実質価値 (D)×(F) (G)	強制評価減 (H)	貸借対照表計上額 (A)-(H) (I)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計										

- 貸借対照表における「投資及び出資金」について、市場価格の有無別に詳細を記入します。
- 市場価格のあるものについては、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づく「財産に関する調書」における「有価証券」のうち市場価格のあるものについて記入してください。
- 市場価格のないものについては、「財産に関する調書」における「有価証券」のうち市場価格のないもの及び「出資による権利」について、出資団体及び出捐団体を連結対象か否かに分けながら記入してください。
- 記入にあつては、相手先ごとにまとめた上で当該相手先の資産や負債といった財務状況を相手先の財務書類を参考にしつつ、あわせて記入してください。
- 市場価格のあるものにおける「貸借対照表計上額 (C)」欄、市場価格のないものうち連結対象団体に対するものにおける「出資金額 (A)」欄及び連結対象団体以外に対するものにおける「貸借対照表計上額 (I)」欄の「合計」欄の合算値は貸借対照表の「投資及び出資金」の金額に一致します。

### ④基金の明細

種類	現金預金	有価証券	土地	その他	合計 (貸借対照表計上額)	(参考)財産に関する 調書記載額
財政調整基金						
減債基金						
...						
...						
合計						

- 貸借対照表における「基金」について、基金種類ごとに詳細を記入します。
- 種類別「合計」の「合計」欄については、貸借対照表に表示される固定資産と流動資産における「基金」の金額の合算値を記入してください。また「財政調整基金」の「合計」欄については、貸借対照表に表示される流動資産の「財政調整基金」の金額を転記し、「減債基金」の「合計」欄については、貸借対照表に表示される固定資産と流動資産の「減債基金」の金額の合算値を記入してください。
- 「財政調整基金」及び「減債基金」以外の基金については「財産に関する調書」の「基金」に掲げられている基金ごとに記入することとし、それぞれの決算年度末残高について「現金預金」、「有価証券」、「土地」及び左記以外をまとめた「その他」に振り分けつつ、記入してください。

### ⑤貸付金の明細

相手先名または種別	長期貸付金		短期貸付金		(参考) 貸付金計
	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	
地方公営事業					
病院					
....					
一部事務組合・広域連合					
〇〇組合					
....					
地方独立行政法人					
〇〇大学					
....					
地方三公社					
〇〇土地開発公社					
....					
第三セクター等					
(株)〇〇清掃サービス					
....					
その他の貸付金					
〇〇貸付金					
....					
合計					

- (1) 貸借対照表における「長期貸付金」、「短期貸付金」及び「徴収不能引当金」の一部について、原則貸付相手先ごとに詳細を記入します。
- (2) 「長期貸付金」及び「短期貸付金」の「貸借対照表計上額」の「合計」欄については、貸借対照表のそれぞれの金額を転記してください。
- (3) 相手先別等の内訳については、「財産に関する調書」における「債権」のうちの「貸付金」をもとに記入してください。その際、相手先が特定できるものはその相手先別に記入しますが、事業単位でしか分からない場合は事業単位として、その他の貸付金に記入いただくことにかまいません。ただし、「財産に関する調書」では「貸付金計」に該当する金額しかわからず、「長期貸付金」及び「短期貸付金」の別までは判明しないため、この金額は別途確認の上、記入してください。
- (4) 「長期貸付金」及び「短期貸付金」の「徴収不能引当金計上額」は貸付相手先ごと（ないしは事業単位ごと）の過去5年間の平均不納欠損率をそれぞれの「貸借対照表計上額」にかけあわせて算出<sup>※</sup>した数値を記入してください。

※ 平均不納欠損率を用いず、個別に回収可能性を考慮して計上している場合は、その数値を記入してください。

## ⑥長期延滞債権の明細

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
第三セクター等		
(株)〇〇		
.....		
その他の貸付金		
〇〇貸付金		
.....		
小計		
【未収金】		
税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

- (1) 貸借対照表における「長期延滞債権」及び「徴収不能引当金」の一部について、貸付金については原則貸付相手先ごとに、未収金については未収金種別ごとに詳細を記入します。
- (2) 「貸借対照表計上額」の「合計」欄については、貸借対照表の「長期延滞債権」の金額を転記してください。
- (3) 貸付相手先（ないしは事業単位）、未収金種別ごとの「貸借対照表計上額」は「未収・未払・不納欠損残高整理表」などを活用し、過年度分を記入してください。
- (4) 「徴収不能引当金計上額」は貸付相手先（ないしは事業単位）、未収金種別ごとに過去5年間の平均不納欠損率をそれぞれの「貸借対照表計上額」にかけあわせて算出<sup>※</sup>した数値を記入してください。

※ 平均不納欠損率を用いず、個別に回収可能性を考慮して計上している場合は、その数値を記入してください。

## ⑦未収金の明細

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
第三セクター等		
(株)〇〇		
.....		
その他の貸付金		
〇〇貸付金		
.....		
小計		
【未収金】		
税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

- (1) 貸借対照表における「未収金」及び「徴収不能引当金」の一部について、貸付金については原則貸付相手先ごとに詳細を記入します。
- (2) 「貸借対照表計上額」の「合計」欄については、貸借対照表の「未収金」の金額を転記してください。
- (3) 貸付相手先（ないしは事業単位）、未収金種別ごとの「貸借対照表計上額」は「未収・未払・不納欠損残高整理表」などを活用し、今年度分を記入してください。
- (4) 「徴収不能引当金計上額」は貸付相手先（ないしは事業単位）、未収金種別ごとに過去5年間の平均不納欠損率をそれぞれの「貸借対照表計上額」にかけあわせて算出<sup>※</sup>した数値を記入してください。

※ 平均不納欠損率を用いず、個別に回収可能性を考慮して計上している場合は、その数値を記入してください。

(2) 負債項目の明細

① 地方債（借入先別）の明細

種類	地方債残高		政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債		その他
		うち1年内償還予定					うち共同発行債	うち住民公募債	
【通常分】									
一般公共事業									
公営住宅建設									
災害復旧									
教育・福祉施設									
一般単独事業									
その他									
【特別分】									
臨時財政対策債									
減収補てん債									
減税補てん債									
退職手当債									
その他									
合計									

- (1) 貸借対照表における「地方債」及び「1年内償還予定地方債」について、借入先及び地方債種別ごとに詳細を記入します。
- (2) 「地方債残高」の「合計」欄については、貸借対照表に表示される「地方債」と「1年内償還予定地方債」の金額の合算値を記入してください。また、「地方債残高」の「うち1年内償還予定」の「合計」欄については、貸借対照表の「1年内償還予定地方債」の金額を転記してください。
- (3) 借入先別については、地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）の調査表「地方債の状況 その2」（都道府県 39 表、市町村 34 表）が参考になり、それぞれ以下のような対応関係にあります。ただし、決算統計では「満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、減債基金に積み立てた額は『公債費』として計上」するよう求めており、地方債残高もその分だけ少ない数値になっているため、決算統計で回答した数値をそのまま転記することはできないことには留意してください。

附属明細書（①地方債（借入先別）の明細）	決算統計の調査表「地方債の状況その2」
政府資金	1 財政融資資金 2 旧郵政公社資金 4 国の予算貸付・政府関係機関貸付 の合算値
地方公共団体金融機構	3 地方公共団体金融機構資金
市中銀行	6 市中銀行
その他の金融機関	5 ゆうちょ銀行 7 その他の金融機関 の合算値
市場公募債	11 市場公募債
うち共同発行債	内訳（7）共同発行債 10年債
うち住民公募債	内訳（8）住民公募債
その他	8 かんぽ生命保険 9 保険会社等 10 交付公債 12 共済等 13 政府保証付外債 14 その他 の合算値

(4) 地方債種類別について、詳細な内訳は決算統計の調査表「地方債の状況 その1」(都道府県37表、市町村33表)の区分をそれぞれ以下のような対応関係で整理の上、それぞれ年度末残高を記入いただき、【通常分】【特別分】ごとの合算値も記入ください。なお(3)と同様、決算統計で回答した数値をそのまま転記することはできないことには留意が必要です。

附属明細書(①地方債(借入先別)の明細)	決算統計の調査表「地方債の状況その1」 ※ []内は市町村表の番号
一般公共事業	1 公共事業等債
公営住宅建設	3 公営住宅建設事業債
災害復旧	4 災害復旧事業債
教育・福祉施設	7 (1) 学校教育施設等事業債 7 (2) 社会福祉施設整備事業債 の合算値
一般単独事業	8 一般単独事業債(除:「うち旧合併特例事業債」、「うち公共施設等適正管理推進事業債(8)[(9)]除却事業分」及び「うち緊急浚渫推進事業債」)
【通常分】その他	2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 5 (旧)緊急防災・減災事業債 6 全国防災事業債 7 (3) 一般廃棄物処理事業債 7 (4) 一般補助施設整備等事業債 7 (5) 施設整備事業債(一般財源化分) 10[11] 公共用地先行取得等事業債 11[12] 行政改革推進債 12[13] 厚生福祉施設整備事業債 16[17] 国の予算貸付・政府関係機関貸付債 17[18] 地域改善対策特定事業債「うち法第5条によるもの」 [29] 都道府県貸付金 30[32] その他 の合算値
臨時財政対策債	24[25] 臨時財政対策債
減収補てん債	19[20] 減収補填債(昭和61・平成5~7・9~30・令和1~4年度分) 27[28] 減収補填債特例分(平成14・19~30・令和1~4年度分) の合算値
減税補てん債	22[23] 減税補填債
退職手当債	14[15] 退職手当債(~平成17年度分) 15[16] 退職手当債(平成18年度分~) の合算値
【特別分】その他	8 一般単独事業債「うち旧合併特例事業債」 8 一般単独事業債「うち公共施設等適正管理推進事業債(8)[(9)]除却事業分」 8 一般単独事業債「うち緊急浚渫推進事業債」 9 首都圏等整備事業債 [9] 辺地対策事業債 [10] 過疎対策事業債 13[14] 地域財政特例対策債 17[18] 地域改善対策特定事業債(除:「うち法第5条によるもの」) 18[19] 財源対策債 20[21] 臨時財政特例債 21[22] 公共事業等臨時特例債 23[24] 臨時税収補填債 25[26] 調整債(昭和60年度~63年度分) 26[27] 調整債(令和1年度~令和4年度分) 28[30] 猶予特例債 29[31] 特別減収対策債 の合算値

(5) なお、「①地方債（借入先別）の明細」について、地方債種類別ごとの借入先までは決算統計でも整理いただいていないことから、以下の簡素化した2つの表を作成することも可能とします。

種類	地方債残高	政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	3%共同発行債	3%住民公募債	その他
合計									

種類	地方債残高	3年以内償還予定	【通常分】	一般公共事業	公営住宅建設	災害復旧	教育・福祉施設	一般単独事業	その他	【特別分】	臨時財政対策債	減取補てん債	減税補てん債	退職手当債	その他
合計															

## ②地方債（利率別）の明細

地方債残高	1.5%以下	1.5%超 2.0%以下	2.0%超 2.5%以下	2.5%超 3.0%以下	3.0%超 3.5%以下	3.5%超 4.0%以下	4.0%超	(参考) 加重平均 利率

- 貸借対照表における「地方債」及び「1年内償還予定地方債」について、利率別ごとに詳細を記入します。
- 「地方債残高」欄については、貸借対照表に表示される「地方債」と「1年内償還予定地方債」の金額の合算値を記入してください。
- 利率別については、決算統計の調査表「地方債の状況 その2」（都道府県 39 表、市町村 34 表）が参考になり、それぞれ以下のような対応関係にあります。なお、「①地方債（借入先別）の明細」と同様、決算統計で回答した数値をそのまま転記することはできないことには留意が必要です。

附属明細書(②地方債(借入先別)の明細)	決算統計の調査表「地方債の状況その2」
1.5%以下	0.5%以下 1.0%以下 1.5%以下 の合算値
1.5%超 2.0%以下	2.0%以下
2.0%超 2.5%以下	2.5%以下
2.5%超 3.0%以下	3.0%以下
3.0%超 3.5%以下	3.5%以下
3.5%超 4.0%以下	4.0%以下
4.0%超	4.5%以下 5.0%以下 5.5%以下 6.0%以下 6.5%以下 7.0%超 の合算値

- なお、「(参考)加重平均利率」欄は、地方債ごとに「利率」×「地方債残高」を算出した上で、すべてを合算し、全体を「地方債残高」で割り戻した数値となりますが、地方債ごとの「利率」は決算統計でも整理いただいていないことから、記載を省略することも可能とします(その場合は欄内に「(-)」と記載してください)。



### ③地方債（返済期間別）の明細

地方債残高	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	20年超

- 貸借対照表における「地方債」及び「1年内償還予定地方債」について、返済期間別ごとに詳細を記入します。
- 「地方債残高」欄については、貸借対照表に表示される「地方債」と「1年内償還予定地方債」の金額の合算値を記入してください。
- 返済期間別については、各自治体において管理している公債台帳などを参考にしつつ、記入してください。

### ④特定の契約条項が付された地方債の概要

特定の契約条項が付された地方債残高	契約条項の概要

- 貸借対照表における「地方債」及び「1年内償還予定地方債」について、特定の契約条項が付されている場合にその条項の概要を記入します。
- 例えば、「10年ごとに適用利率が変更される金利特約」が付された地方債などが考えられます。

### ⑤引当金の明細

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額		本年度末残高
			目的使用	その他	
合計					

- 貸借対照表における「投資損失引当金」、「徴収不能引当金」、「退職手当引当金」、「損失補償等引当金」及び「賞与等引当金」について、前年度からの変動の詳細を記入します。
- 「前年度末残高」及び「本年度末残高」については、貸借対照表に表示される引当金ごとの金額を転記してください。この際、「徴収不能引当金」は固定資産及び流動資産に表示される金額の合算値になりますので留意願います。  
※ 「前年度末残高」については昨年度の貸借対照表から転記してください
- 「本年度減少額」の「目的使用」及び「その他」の別については、「引当金明細表」などを活用し、記入してください。
- 「本年度増加額」については、「引当金明細表」などを活用して記入することも可能ですが、簡易的に【「本年度末残高」－「前年度末残高」＋「本年度減少額（目的使用＋その他）」】で算出した数値を記入していただくことでもかまいません。

## 2. 行政コスト計算書の内容に関する明細

### ○補助金等の明細

区分	名称	相手先	金額	支出目的
他団体への公共施設等整備補助金等				
	計			
その他の補助金等				
	計			
合計				

- (1) 行政コスト計算書における「補助金等」について、資産形成に充てられたか否かに分け、個別の補助金等ごとに詳細を記入します。
- (2) 「合計」欄については、行政コスト計算書の「補助金等」の金額を転記してください。
- (3) 個別の補助金等については、例えば決算統計の調査表「歳出内訳及び財源内訳」（都道府県 07 表～13 表、市町村 07 表～13 表）の仕訳情報などを参考にしつつ、資産形成に充てられたか否かに振り分け、それぞれ個別に相手先と金額を特定し、あわせて支出目的として支出先での事業などの概要（例えば「街路整備」や「児童福祉事業」など）を簡単に記入してください。

### 3. 純資産変動計算書の内容に関する明細

#### (1) 財源の明細

会計	区分	財源の内容	金額	
一般会計	税収等	地方税		
		地方交付税		
		地方譲与税		
		.....		
	小計			
	国県等補助金	資本的補助金	国庫支出金	
			都道府県等支出金	
			.....	
			計	
		経常的補助金	国庫支出金	
			都道府県等支出金	
			.....	
計				
小計				
合計				
特別会計				
.....				

- (1) 純資産変動計算書における「財源」について、会計区分ごとに整理の上、「税収等」と「国県等補助金」の詳細を記入します。
- (2) まず「国県等補助金」のうち「資本的補助金」については、決算統計の調査表「歳入の状況 その2」（都道府県 05 表）及び調査表「収入の状況」（市町村 05 表）における「国庫支出金」及び「都道府県支出金」のうち「建設事業充当特定財源」の金額を記入してください。
- (3) 次に「国県等補助金」のうち「経常的補助金」については、決算統計の調査表「歳入の状況 その2」（都道府県 05 表）及び調査表「収入の状況」（市町村 05 表）における「国庫支出金」及び「都道府県支出金」から「建設事業充当特定財源」の金額を控除した数値を記入してください。なお、ここでいう「経常的」は「資本的」ではないということのみを表しており、決算統計でいう「経常・臨時」とは異なる意味であることには留意が必要です。
- (4) 「税収等」については、決算統計の調査表「歳入の状況 その2」（都道府県 05 表）及び調査表「収入の状況」（市町村 05 表）における歳入を参考としつつ、「使用料」、「手数料」、「諸収入」といった行政コスト計算書の経常収益・臨時利益に現れるもの、「繰入金」のうち基金繰入金、「繰越金」、「地方債」といった固定資産等の変動に現れるもの、そして「国庫支出金」及び「都道府県支出金」を除いたものについて会計区分ごとに個別に記入してください。なお、未収金等の影響により、決算統計の数値とは一致しないことには留意してください。また、一般会計等の中での他会計からの繰入金については記載した上で全体を相殺する欄を設けて調整するか、当初からその分を控除して記入してください。

(2) 財源情報の明細

区分	金額	内訳			
		国県等補助金	地方債	税収等	その他
純行政コスト					
有形固定資産等の増加					
貸付金・基金等の増加					
その他					
合計					

(1) 純資産変動計算書における「純行政コスト」、「有形固定資産等の増加」及び「貸付金・基金等の増加」について、その財源内訳の詳細を記入します。

(2) まず、それぞれの「金額」欄については、純資産変動計算書における該当する金額を転記してください。

(3) 次に「合計」欄の財源内訳について、「国県等補助金」は純資産変動計算書の「国県等補助金」の合計値を、「地方債」については資金収支計算書における「地方債収入」から借換債に係る分を控除した金額を、「税収等」については純資産変動計算書の「税収等」から公債費及び借換債に係る地方債収入分を控除した金額をそれぞれ記入します。

なお、公債費及び借換債については決算統計や実質公債費比率算定上の基礎資料などの情報が参考となりますが、先述したように、公債費については、決算統計において「満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、減債基金に積み立てた額は『公債費』として計上」していることから、決算統計で回答した数値をそのまま活用することはできず、該当する分を控除するなどの処理が必要なことには留意が必要です。

(4) 区別の金額ですが、まず「貸付金・基金等の増加」から資金収支計算書を活用し、記入します。具体的には「国県等補助金」について「投資の国県等補助金」のうち貸付金・基金等に係る金額を、「地方債」について「地方債収入」のうち貸付金・基金等に係る金額を、そして「税収等」について「税収等収入」のうち「貸付金・基金等」に係る金額をそれぞれ記入してください。

(5) 次に「有形固定資産等の増加」について、こちらも「貸付金・基金等の増加」と同様に資金収支計算書を活用して記入します。具体的には「国県等補助金」について「投資の国県等補助金」から「貸付金・基金等」に係る分を控除した金額を、「地方債」について「地方債収入」のうち「貸付金・基金等」に係る分を控除したもののうち固定資産に係る金額を、そして「税収等」について「税収等収入」のうち「貸付金・基金等」に係る分を控除したもののうち固定資産に係る金額をそれぞれ記入してください。

(6) そして「純行政コスト」については、それぞれの財源内訳の「合計」欄から「有形固定資産等の増加」及び「貸付金・基金等の増加」に記入したものを控除した金額をそれぞれ記入してください。

(7) 最後に財源内訳の「その他」については、それぞれの区分ごとの「金額」欄からそれぞれの「国県等補助金」、「地方債」及び「税収等」を控除した金額を記入してください。これをまとめると以下の通りとなりますので参考にしてください。

区分	金額	内訳			
		国県等補助金	地方債	税収等	その他
純行政コスト	NW 純行政コスト	<b>【A】</b> 合計 - (【B】 + 【C】)	<b>【D】</b> 合計 - (【E】 + 【F】)	<b>【G】</b> 合計 - (【H】 + 【I】)	<b>【J】</b> 金額 - (【A】 + 【D】 + 【G】)
有形固定資産等の増加	NW 有形固定資産等の増加	<b>【B】</b> CF 投資の国県等補助金から貸付金・基金等に係るもの(【C】)を除いたもの	<b>【E】</b> CF 地方債収入のうち貸付金・基金等に係るもの(【F】)を除いたもので固定資産に係るもの	<b>【H】</b> CF 税収等収入のうち貸付金・基金等に係るもの(【I】)を除いたもので固定資産に係るもの	<b>【L】</b> 金額 - (【B】 + 【E】 + 【H】)
貸付金・基金等の増加	NW 貸付金・基金等の増加	<b>【C】</b> CF 投資の国県等補助金のうち貸付金、基金等に係るもの	<b>【F】</b> CF 地方債収入のうち貸付金、基金等に係るもの	<b>【I】</b> CF 税収等収入のうち貸付金、基金等に係るもの	<b>【K】</b> 金額 - (【C】 + 【F】 + 【I】)
その他					
合計	上記の合計	NW 国県等補助金	CF 地方債収入から借換債に係る地方債収入を控除	NW 税収等 - 公債費 - 借換債に係る地方債収入	上記の合計

#### 4. 資金収支計算書の内容に関する明細

##### ○資金の明細

種類	本年度末残高
現金	
要求払預金	
短期投資	
.....	
.....	
合計	

- (1) 資金収支計算書における「本年度末資金残高」について、その保持内訳の詳細を記入します。
- (2) 「本年度末残高」の「合計」欄は、資金収支計算書における「本年度末資金残高」を転記してください。
- (3) 保持内訳の詳細については、基本的に「要求払預金」が殆どになると考えられますが、保持している形式に基づき、記入してください。

